

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 2.4ー将来発動されるフォールバック条項を追加するように契約が修正された場合、いつ『経済的に同等』を評価すべきか

質問

将来発動されるフォールバック条項を追加するように契約が修正された場合、いつ「経済的に同等」を評価すべきでしょうか。

回答

フェーズ2の修正は、「経済的に同等」の評価を行う時期について明確なガイダンスを示していません。

PwCの見解では、将来の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎が変更された場合、企業は、契約条件およびフォールバック条項を評価する必要があります。この評価は、フォールバック条項が契約に追加されたときに行います。

フォールバック条項が直ちに発動しない場合、企業は、キャッシュ・フローに影響を与えるときに経済的に同等であると合理的に見込まれるかどうかを決定する必要があります。

これは、たとえ直ちにキャッシュ・フローに影響を及ぼさなくても、契約条件の変更時点で条件変更の会計処理を行うという、フェーズ2以前のIFRS第9号における明確な実務慣行が存在しているためです。そのため、「経済的に同等」の評価は、変更が「金利指標改革により要求される」かどうか、およびIFRS第9号第5.4.9項に基づいて当該金融商品の認識の中止を行うかどうかのより広範な評価とともに、契約条件の変更時点で行われなければならない、契約条件の変更後に行われるものではありません。

また、これはIFRS第9号第5.4.8項における文言とも整合しています。IFRS第9号第5.4.8項の「経済的に同等」の例には、契約上のキャッシュ・フローを決定する新たな基礎を生じさせるような変更(すなわち、従前の金利指標の置換えやフォールバック条項の追加)が含まれていますが、現在のキャッシュ・フローに影響を与える変更ではありません。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.